

第 58 回滋賀県消費生活審議会（概要）

○開催日時・場所

平成 29 年 11 月 13 日（月） 10 時～12 時

滋賀県大津合同庁舎 7 A 会議室

○出席委員（五十音順、敬称略）

東委員、磯田委員、市村委員、井上委員、岡委員、岡田委員、瀬領委員、西澤委員、藤井委員、森田委員、山本委員、吉田委員、若林委員、和合委員（敬称略・五十音順）

議題 1 滋賀県消費者基本計画（第 3 次）の実施状況について

議題 2 平成 28 年度消費生活相談状況について

○事務局から資料 1 により滋賀県消費者基本計画（第 3 次）の実施状況について、資料 2 により平成 28 年度消費生活相談状況について説明

○委員 相談の状況について、最初の相談件数について、平成 24 年度にいったんぐっと減ったのが、それ以降 1 回増えてまた下降傾向にある。この折れ線状況について、理由に関する分析は行われているのか。

○事務局 これは全国的な状況でもある。インターネット関連で、通信販売等が増えた要因もあろうかと思うが、いろいろな要因が絡み合っただけで、これといった分析まではしていない。

○委員 個別に分析するところまではしていないと理解していいか。多様すぎて、統計的な資料は作成できないということか。

○事務局 総数で考えると、いろいろな要因がある。個々の内容、例えばマルチ取引についての分析は可能であるが、総数で考えるとなかなか難しい。

国全体の傾向では、「消費者白書」に、過去 1 年間に消費者被害を経験した人は約 7% という数字が出ている。全体の母数自体が増減する影響もあるだろうが、全体の総数の部分までは確定できない状況である。

○委員 では、いったん減ったものが増加に転じることについて、理由の分析をできるだけ可能な範囲でやり、その施策を講じるということをお願いしたい。

例えば、若者世代の相談件数の中で、マルチ商法が顕著に増えているということであれば、就職難の問題などが関係しているかと思われ、経済が好況に転じ、就職が順調に行くようになると、今後減る可能性がある。しかし、それにもかかわらず増え続けるとしたら、何か違う要因が考えられるかもしれない。というように、常に生のデータと接しておられる行政としては、そのあたり何が原因であるかという疑問を持っておいていただくことが大事ではないかと思う。

- 事務局 分析するように努めてまいりたい。
- 会長 本当にこの分析は難しい。全国的に同じか、ほぼ近い動きをしている。また、相談件数自体が増えた場合、トラブルが多くなったという考え方もある一方で、声を上げる人が増えたという考え方もあり、本当に複雑である。
- 例えば、架空請求が一気に増えたからといった、理由が明確なものもあるが、微妙な上がり下がりについての理由については、個別に理由はあっても、総数を統計的に解釈するのは、すごく難しいと個人的には思っている。
- ただ、委員がおっしゃったとおり、いったん減少したものが増加したのは、気を付けるべき何かがあるのかもしれない、という視点を持って、少なくともこの地域ではこんなことが理由ではないか、ということ、可能な範囲でご検討いただきたい。
- 委員 「くらしのかわら版」は何枚ぐらい発行して、どういう所に置いてあるのか。一般の方が見る機会は、なかなか無いように思う。
- 事務局 年に4回発行し、全部で約5千部印刷している。県立図書館や各市町の消費生活相談窓口、社会福祉協議会、警察署、消防署、ハローワーク等に配布している。
- 委員 自治会の回覧板に挟み込むという方法はやっていないのか。
- 事務局 全県的ではないが、例えば彦根市には個別にお願いし、配布いただいている。
- 委員 申し込んでおくと、発行されたときに自宅へ送っていただけるのか。
- 事務局 個別に申し出いただいている方については、送らせてもらっている。
- 委員 わざわざ取りに行かなくても、自宅に届くのでありがたい。
- 会長 予め登録しておいて、定期的にメールで送ってくれる方法はないのか。メールマガジンのような形のものが最近あるように思うが。
- 事務局 「くらしのかわら版」はホームページに掲載している。「しらしがメール」に登録された方へは、発行の際に、インターネットでご覧くださいと案内している。
- 委員 インターネット利用のケースでトラブルが非常に多いということ、トラブルに遭う人の年齢構成を考えると、ネットを使えない人が一番危ないと思われる。つまり、インターネットをやらない人や自分ではほとんど設定操作をしない情報弱者の人達のところに、本当に必要な情報が届きにくい。であれば、見守り活動などで注意を払っていただく等の配慮が必要ではないか。
- 今までからも一定の施策をされていると思うが、特に高齢男性の場合は、地域のつきあいが少ない生活をしている方々が多いと思う。老人クラブ等に入っている人はいいが、それらから完全に外れてしまうケースがあるため、配慮が必要ではないかと思う。
- 事務局 高齢者の方を対象に出前講座を実施しているが、そこに来られるのは、ある程度関心を持たれている人が多い。むしろ出前講座に来られない人や、インターネットも見られない人をどうするかについて、例えば今年から、成人病センターでピラを配るなど、今までアプローチが届かなかった所にできるだけ届ける努力をしている。
- 他にも、小学校の授業参観時にセンターで出前講座をさせていただき、児童に教えながら、実際には参観に来ているおじいちゃん、おばあちゃんにも届くようにやっている

こともある。児童に教えると、家に帰ってからもそれを話題にして広めてくれたりもする。おじいちゃん、おばあちゃんも自分の息子や娘から言われると耳を傾けないかもしれないが、孫から言われると聞いてもらえたりする。そんな工夫もしている。

○**会長** ご高齢の方は本当にトラブルに遭うことが多い。今ご意見をいただいたように、ネットで情報を流しておけば届くというものでもないので、こういった「くらしのかわら版」を自治会の回覧板に挟み込む等、見やすくできるといいと思う。

高齢者については、滋賀県でもかなり重点的に講座をしたり、見守りや面白い教材を作ったりしていると思う。先ほど病院でという話もあったが、他に郵便局や美容院、タクシー等、こういうところにチラシ等を置いたり貼ったりしておく、ご高齢の方に手に取ってもらいやすい。

それから、子どもを通しておじいちゃんやおばあちゃんに届けるというやり方も、最近各地でいろいろ工夫されている。例えば、中学生の家庭科の授業で、県や市が作成した高齢者向けのちらしを子どもたちに配り、手紙にして自分のおじいちゃんやおばあちゃん、周りのご高齢の方に届け、それを通して情報を届ける等、あの手この手でいろいろな工夫をされている。また是非、さらにいい方法を考えていただきたい。

○**委員** 基本計画の第5章に、関係機関・団体等の連携強化とあるが、それに関する評価や効果、あるいは長所・短所や、工夫したところなど、そういう観点での特徴があれば教えてほしい。

○**事務局** 平成28年度には、コープしがさんと、しが健康医療生協さんと新たに個別協定を結ばせていただき、生協がお弁当や機関誌を配布される際に、啓発のチラシを配ったり、「188（消費者ホットライン）」の周知などを行っているところ。

○**委員** 消費者団体やNPOとの連携は進んでいるが、ほかに関しては従来通りという認識でいいか。

○**事務局** 消費者市民社会の構築に向けての機運づくりという中で、消費者月間講演会などを消費者ネット・しがさんと一緒に開催させていただいている。その他、非常に大きな問題となっている特殊詐欺に関して、従来から警察が行っている、年金支給日を中心とした銀行やATMの近くでの啓発活動に、消費者行政でも一緒になって188の周知などを行っている。市町でも、各警察署と一緒に啓発活動をされている所が多い。

○**委員** 活動実績について少し気になることがある。参加者何名という説明をされているが、以前、京都府で開催された催しに関わったときに、消費者団体から動員された人が多く集まっていた。本当に情報が届かないといけない人の数ではなく、動員が行われた人数が実績として上がっているのではないかと危惧している。資料として整理される場合、数字は非常に重要になるため、難しいとは思いますが極力きめ細かな配慮をお願いしたい。

○**会長** 今のご指摘に加えて、例えば、講座やいろいろなイベントに出てこられる人は、確かに消費者団体から動員されたり、もともと積極的な人が参加されている。そういう方たちにもっと見守りや啓発の担い手としての役割をきちんと持っていただく。要する

に、参加するだけでなく、参加して情報を得たらこういうことをしてください、ということにしていくと、講座やイベントの参加者数が、単なる参加者数というだけでなく、情報が届きにくい人のところに繋いでいける数字ということになる。そんなことも含めてご検討いただきたい。

議題3 今後の滋賀県における消費者行政について

○事務局から資料3により今後の滋賀県における消費者行政について説明

○**会長** 今後の滋賀県における消費者行政について、特に、消費者教育に焦点を当て、基本計画の消費者教育推進計画にあたる部分について、詳細に説明を頂いた。

○**委員** 現在、教員の置かれている状況は、特に小中学校で過重労働ぶりが問題となっており、正課の準備だけでも大変だと聞いているので、家庭科に着目されたのは慧眼だと思う。家庭科は受験科目ではないので、こういうところに軸足を置くというのにはあり得る。しかし、今の小中学校の先生方が置かれている状況を考えると、人材確保という点でかなり限界があるだろうと思う。

予算面で人材確保の点で問題があると説明されたが、一つ考えられることとして、地域の防犯組織はいろいろ活用できるのではないか。この組織は年齢層が高く、リタイアされた方も多い上に、動きたくてたまらない人たちが沢山いるので、ボランティアでも結構動いてくれるのではないか。交通費程度で、報酬は要らないのではないかと思う。同じように、青年団や消防団など地域の団体に協力を求めるというのは、人材確保という点では、かなりいいのではないかと思う。

そういう意味で、人材についてもう一つあり得るのは、その地域にどんな人たちがOBとして存在するかについて、個人情報の問題から難しいかもしれないが、民生委員等いろいろな人から情報を集めることはあり得るのではないか。ご年配の方は自分から手を挙げるのは難しくても、やってほしいと言われると、仕方がないと言いつつやってくれるのではないか。また、彼ら自身にとっても重要な刺激になるのではないか。県として、今後あり得るサービスのあり方ではないかと思う。

○**事務局** 学校現場と地域での人材面で2点のご提案を頂いた。学校現場の話は、「学習指導要領」の中に消費者教育がすでに含まれているため、その中でやっていただくのが一番いいと考えている。ただ、おっしゃるとおり、学校現場には「〇〇教育」と名が付くものが次から次へと出てきていて、押し付けになると先生方にも拒否反応があると思う。それに加えて、先生の多忙感を何とかしなければいけないというのが大きな問題になっている。こういうことから、「消費者教育推進法」ができた時に教育委員会を通じて学校現場へ協力をお願いした時には、教育委員会自体に、もうこれ以上は難しいということを言われた。

しかし、ここ数年の間に学校現場の方がむしろ変わってきたという実感がある。小学

校の先生たち自身が、以前なら家庭教育で担うものと思われていた金銭教育に関する部分を、家庭だけに任せておくわけにはいかない、という危機感を強く持っておられる気がする。

このようなことから、資料3のとおり、昨年度にはパワーポイント教材を作り、学校の授業で活用していただいた。これは、もともと家庭科の授業でされていた、調理実習で材料を買う時に、様々な情報の中からどう選ぶのか、という、まさに消費者教育であり、そこに、予算の範囲内でお金をどのように使うかという視点を加えれば、新しいことをプラスでやるのではなく、すでにやっている授業自体を、消費者教育として、金銭教育の面にも力を入れて取り組める、ということに先生方自身がお気付きになったのだと思っている。そういう状況のところ、例えばこういうやり方もあるのではないでしょうかと提案をさせていただいたのが、今年の展開。

このように、先生方から申し出をいただく中で、こちらにも大きな気付きがあり、こういうやり方なら無理のない範囲で、できるところから取り組んでいただけたらと思っている。なおかつ、よい事例として得られたものを、他の学校にも紹介し、取り組んでもらえれば、我々が県下何百校という全学校へ出向かなくても、消費者教育は広がっていくのではないかと、そういう思いで「出前講座から授業へ」とさせていただいたもの。そういう意味では、学校現場での意識が変わったのが、一番大きいと考えている。

次に、地域の情報弱者の方へ、どうやって情報を伝えていくかということについて、参考資料を付けている。これは、消費者庁が、情報弱者とも言われるような、高齢者や認知症の方、もしくは障害を抱えていらっしゃる方については、周りの人による見守りが必要ということで、消費者安全確保地域協議会を作り進めていこうとしているもの。

これは、役所での関係課が集まっての連携と、消費生活センターを含む地域のさまざまな支援ができる団体等が集まってネットワークをつくりながら、支援が必要な方の情報を共有しながら、見守りを進めていこうというもの。国では、人口5万人以上の全市町にこういう協議会、ネットワークを作り、広げていくことを目標にして進めようとしている。

滋賀県では、野洲市が全国的にも先進的な取り組みを進めておられる。地域の関係団体や民間の方にも入った見守りネットワークを構築され、消費者庁や警察等から入手した、過去に消費者トラブルに遭った人の名簿をもとに、特別に見守りが必要な人について、関係者に限定して情報を共有し見守っていくという取り組みを進めておられる。

ただ、野洲市の場合は、消費生活センターが生活困窮の窓口と一緒にあって取り組んでいるということもあり、こういった取り組みがより進みやすい素地があったと思っている。個別ケースの場合の、福祉部局が連携してのネットワークが、もともと庁内的にもあったということもある。

見守りについては、県域よりも市町での取り組み、さらに言うと、市町よりも小さい学区単位ぐらいでないと、進めていくのは難しいだろうと思っている。市町でも消費者行政が置かれている部局はさまざま、野洲市のように福祉部局と一緒にいると

ころや、市民相談の窓口と一緒にしている所もあるし、生活環境関係の課でやっている市もある。

消費者トラブルに関する情報を細かく地元浸透させていくため、今後、何らかのかたちでの見守りは必要だと思われる。しかし、既に各市町において、福祉や防災等で何らかのネットワークが進んでいる市町は実際にある。それら既存のネットワークがある市町については、そこに消費者行政も関わっていくことで消費者トラブル情報を知ってもらうというやり方で進めてください、と県から各市町に対してはお願いしているところ。各地域の状況に合わせて一番よい方法で進めていただければいいと考えている。

全般的な人づくりについては、ある程度、県がやっていかないといけない部分もあると思うが、見守りということ自体については、具体的にどのように情報を届けていくか、ということを含め、他府県も含めたよい事例等を提供する中で、市町に主となって進めていっていただきたいと考えている。

○委員 県が第3次消費者基本計画を、消費者教育推進計画とも位置付けて、消費者教育に力を入れていくということについては、滋賀県市長会としても大歓迎である。ぜひ、県が先頭を切ってもらいたい。そして市町と連携しましょう。

説明にあったように、13市、どこの部局に消費相談窓口を置いているのか、市によって防災危機なのか福祉なのかは市町の判断なので、それについては市町にお任せされたらいいと思う。

長浜市では、被害を未然に防止する観点から、消費者教育は非常に重要であると考えている。また、相談者の半数近くは60歳以上であり、高齢者への啓発教育にしっかりと重点を置き、出前講座を丁寧にやっという取り組みと取り組んでいるが、県全体では相談件数が減っている状況にもかかわらず、長浜市では相談件数が増えていること、特に高齢者の割合が非常に高いということを懸念している。

具体的には、テレビショッピング関連やインターネット関連、アダルトサイト等の相談が相当増えてきている。特に、一人暮らしの高齢者宅に健康食品が山積みになっていた、あるいは、他部署からの情報提供で消費生活相談員が確認した結果、悪質な業者から送付されたものだったため、契約を解除して被害拡大を防いだという事例もある。

従って、しっかりと対策を打っていないといけないが、市民の皆さんの協力も頂くということで、長浜市消費学習研究会という市民団体を作っていただき、出前講座の際に相談員と一緒に寸劇をしたり、替え歌で詐欺の注意喚起を行ったりしてもらっている。こうした市民団体の皆さんとの連携は効果が上がると感じている。その消費学習研究会の方のご意見を聞くと、しっかりしている人ほど引っ掛かりやすいという意見が相当出ていた。社会情勢が複雑になり、みんながしっかりしているのだが、しっかりしている人ほど引っ掛かるので、それをどうしたらいいのかというお話があった。

そのほか、相談員の確保が非常に厳しいということがある。私どもも長い間、一人欠員状態が続いていた。また、相談員を設置する経費のうち、国の交付金が終了し、各市町でこれらの関係経費の一般財源化が必要になってきたということで、財源確保をしつ

かりと引き継ぎ、市町として県へ要望をしていきたいと思っている。相談員は要になるが高齢化してきており、将来の相談員体制にいさか不安が出てきている。相談員の人材確保に向けた支援について、県はしっかり対応していただきたい。相談員の資格取得支援講座や研修会をさらに充実させていくとか、相談員派遣交流制度の検討等をしっかり検討していただきたい。

消費者行政に重ねて申し上げるが、各市町は財政をやりくりしているので、設置経費の財源措置を明確に打ち出していただくと非常に啓発活動もやりやすい。そこについて、市町としては国、県に期待したく、要望でもあるが、消費者行政を充実していくためには、そういう裏打ちが必要であるということも市長会としては再度発言させていただく。

○**会長** 市町での実態を踏まえる一方で、人材という面では市民団体との協力について、また、相談員さんをきちんと育てていくという話をいただいた。そして財源の話。今後、自主財源ということになると、これまでのようにお金は心配しなくてもいい、ということにはならないので、その辺りは県と市町の間で一つの大きな課題になるのではないかと思う。

○**委員** 高齢者をうまく使いましょう、と言わせていただきたい。今回の資料の中でも、「高齢者は被害者です」という表現になっているが、確かに高齢者の被害は多いが、被害に遭わないしっかりした、今までいろいろ経験し、現在OBで時間を持て余している人もたくさんおられる。友だちの中には、あれもこれもしていて、忙しい忙しいと言いなながらも嬉しそうにしている。これもやってと言うとやっぱりやってくれる。

だから、行政が主導するのではなく、ボランティアでも喜んで活動をすると思う。そういういった高齢者を上手く使ってほしい。高齢者が高齢者を見守る、指導する、そういう動きを地域でやる。これをやってと言われた人は、喜んで勉強し、被害者のことも説明できる。そこからどんどん内容をアップしていき、ここの目的である「消費者市民社会の構築」まで高齢者自身が感じて、身近な人にも説明できる。そういう社会ができればいいと思う。

○**会長** とても大事なご指摘だと思う。高齢者が社会全体の一部であり、高齢者だけに特別な被害が集中しているときには、高齢者以外の方が高齢者を守りましょうという体制でいたが、今や高齢者の割合はそろそろ 30%近いところも出てきており、ピーク時には40%になる。高齢者をそれ以外の方が守るという体制には持続可能性がないので、高齢者でも、ご自身が見守りや消費者教育等・啓発の担い手になれる方には、それで活躍いただく。見守りを“受ける”立場ではなく、見守りを“する”立場、担い手となる展開をしていきましょうというお話だったと思う。それはとてもこれから必要になるところだと思う。

○**委員** コープしがは県内最大の消費者団体で、現在 18 万人以上の組合員さんがおられ、消費者教育に力を入れている。国の消費者基本計画の中にも、新しい言葉として「エシカルコンシューム（倫理的な消費）」ということが言われているが、なかなか根付いていない状態があり、今後の課題だと考えているので、エシカル消費に関する企画が予定と

してあるのは心強い。

安いものを買ってお得だ、という発想ではなく、自分の買い物が公平公正な社会に繋がったり、地球環境を守るのに役立つ、そういう別の価値観を持って消費をするということが、特に持続可能な社会にするために一番効果があるのではないかと思う。

教育というと対象が子どもになるが、大人にも今までの価値観、大量生産、大量消費ではなく、こういうエシカル消費という視点を浸透させていく必要がある。エシカルコンシュームの啓発について、もっと力を入れていただきたい。

2つ目は、第3次滋賀県消費者基本計画は、2016年度から2020年度までの5年間ということだが、一方、国連ではミレニアム計画が終わって、SDGsという2030年を目標とする、発展途上国だけではなく先進国も含めた全世界でやっという大きな動きがある。掲げられた目標の中には消費生活と大きく関わる部分もあるので、SDGsに基づいた展開をしていただきたい。

参考資料「あなたの消費が世界の未来を変える」の中に「つくる責任、つかう責任」とあるが、企業や行政だけに任せるのではなく、消費者自身も本当に賢い消費者になる必要があると思う。基本計画にも、もっと長いスパンでSDGsのような内容も含めながら、見直すなり、盛り込むなりということをお願いしたい。

○会長 2点、お話しいただいた。一つはエシカルコンシューマー（倫理的消費）の話。言葉としてはなかなか定着していないが、内容的にはかなり定着してきているもので、社会や環境のことを考えて行動しようというもの。消費者市民社会と同様に、言葉が今ひとつ認知されていない。また、賢い消費者として、単にトラブルに巻き込まれないということに留まらず、社会がこれから向かっていく方向について、消費者として何ができるかという視点で見ていくというお話だったと思う。

先ほど別の委員が、「消費者市民社会の構築」までを含めて考えていくべきだと意見いただいたのと、まさに同じことだと思う。いわゆる見守る、トラブルを防止するというだけではなく、地域や社会全体が、これから世界が向かっていく方向にうまく乗っけていけるようにというお話だった。

2点目のSDGsは、Sustainable Development Goalsで、国連が2030年を目指したアジェンダ（行動計画）を作っており、17個の目標がある。例えば、貧困をなくそう、ジェンダー平等の男女差別のない社会をつくろう、衛生を保とう、そういった17個の目標の中の12番目に「つくる責任、つかう責任」として、責任ある生産、責任ある消費というものが出てくる。要するに、国連レベルで、消費者として持続可能な社会に向けてやるべき課題が明確にされているので、そういう社会全体が大きく向かっていく方向の中で、日本も、各地域も、そこを意識して動いていくということが言われていると思う。

持続可能な開発については、「経済成長」と「環境の保護・保全」と「人権の擁護」、この3つが同時に成り立つような開発や経済成長として捉えられており、これまでは経済が成長すると環境が汚される、経済が成長すると途上国の人権が侵害される等といったことがあったので、その3つが成り立つように進めていくという方向性を、国際的に

明確にしている。

その辺りも踏まえて、身の回りの問題も防ぎ、周りの方にも声を掛けつつ、さらにより大きな次元で世界全体が向かっていく方向に沿って何をしていけばいいのかを考える必要がある。

○委員 事業者の立場でいろいろとお話を聞いていると、チェーンストア協会として何か教育ができないかと思っている。ただ、消費者トラブルが起こる場所は、店舗ではなく、例えばインターネット販売や通信販売の中でも起こったりする。

例えば店舗は、今はもう売るためだけの場所ではなく、地域の交流の場として使っているところもある。店によってはフードコート等があるが、昔は朝から夜までおられる人がいることを困ったこととして捉える場合もあったが、今は逆に居ていただいたらいという考え方。逆に言えば、そういう場所を皆さんに使っていただいた方がありがたいとしている。

事業者も生活者であり、これだけ消費生活相談件数がある状況で、消費者教育に協力できる部分があるかもしれない。例えば、チラシに啓発記事を少し載せるぐらいならできると思われるので、またご相談いただけたらと思う。

○会長 とてもありがたく力強いお言葉を頂いた。事業者の方がどれぐらい同じ気持ちで同じ目標に向かっていただけか、そのことが、本当に地域の消費生活を良くしたり、目指していることの達成にとっても大きな影響がある。

チラシや場の提供等については、すごく大事なことだと思う。消費者庁では事業者に対して「消費者志向経営」を前面に打ち出している。消費者が倫理的な消費（エシカル消費）をするということと、事業者が消費者の方を向きながら経営をするということ（消費者志向経営）は両輪になっている。是非この地域でしていただけるとありがたい。

先ほどのSDGsの目標も、「つくる責任、つかう責任」と一体化している。やはり、その両方の立場から同じ目標に向けて推進できるのがいい。

○委員 自分たちの団体では、消費者行政推進交付金が順次なくなる状況で、今後、消費生活相談窓口がどうなるのか危機感を感じ、今年の8月末から9月末にかけて県内の全相談窓口を回った。現在の相談状況や活性化交付金がなくなったらどうなるのかについて聞いて回ったが、大きな相談窓口では、一般財源でどうにか相談員を確保し、相談業務を持続するという所が多かった。

一方、専門の相談員がおられない町では、県の消費生活相談員が年に数回、巡回して相談に乗ってくれるなど、力強い支援をもらっているということだった。ただ通常は、行政職員が相談業務に当たっているのも、専門の法律的な問題に対応するのは難しい。そこで県センターが実施している相談員向け講座に行ってみたが、ハードルが高すぎて難しいという声もあった。県がその辺りの支援を続けていただきたいと思う。

活性化交付金がなくなった後の啓発事業等について市町では、チラシ等を作成して、出前講座や敬老会等で配布する等はやっていきたいが、特別に（予算をつけて）何かするのは難しくなるかもしれない、という意見がほとんどであった。

このように、相談業務や窓口が後退するのは非常にもったいないと思う。やはり窓口があってこそその相談業務、行政だと思うので、何か支援をしていただきたいと思う。

市町の担当者は若くて、熱心である。そのような職員の熱意で市町の消費者行政が活発になっていくといいと思う。

○会長 交付金の話が出た。相談員や相談窓口の運営に関して、お金の支援のほか、情報や教材、いろいろな支援のかたちがあると思う。自主財源化ということになると、そのあたりが非常に大きな課題になるかもしれないので、ぜひご検討いただきたい。

○委員 来年は計画の中間年となるので、計画全体に関する評価や、計画のどこが進んでどこが進んでいないか、全体的に俯瞰し、考えていただかないといけないと思う。

また、この間の社会状況の変化もあり、新しい事態に対する対応も含めて将来的なことを見据えてどうするか考えないといけないと思う。例えば、民法（債権法）の改正があり、その改正を悪用する形で消費者を欺く行為が出てくることも考えられる。そのような変化も視野に入れつつ中間の検討をお考えいただき、お示し頂いて良いのではないかな。

○委員 自分たちはせっけん運動から、水を汚さない生活を目指している。消費者教育に関して、小学校でのモデル事業の実施では、地産地消や環境などについても理解が深まることが期待できる、とあった。ここでもう一つ踏み込んで、P R T R法についても触れていただきたい。一般消費者には環境リスクを低減させるための制度として殆ど届いていないので、こういう機会を捉まえて伝えていただけたらありがたい。

○会長 本日は、本当にたくさんのご意見を頂いた。人に関する事、担い手に関する事、お金に関する事、組織やネットワークに関する事、さまざまなお立場から、いろいろな切り口でご発言を頂いた。

最後に、来年度はまさに計画の中間年で、計画期間前半の整理をどのようにしていくかについて、もう少し詰めていく必要がある。消費者教育については焦点が当たっているが、全体のバランスの中で何がどこまで出来ていて、残りの期間で最終的な目標までに何をしなければいけないか、そういうことが分かるような整理の仕方について、今日のご意見を十分に踏まえて、事務局にはご検討いただきたい。

○事務局 どうもありがとうございました。

(終了)